

主な市町予算関連事業(県・市長会・町村会政策懇話会説明事業等)

資料	項目	担当部局	ページ
県・市長会・町村会政策懇話会説明事業			
2	1 【新】救急安心センター事業(#7119)の全県展開	危機管理部	1
	2 【新】保育所等における食の安全・安心推進事業	福祉部	2
	3 【拡】福祉医療費助成事業	福祉部	3
	4 【新】24時間対応在宅介護サービス参入促進事業	福祉部	4
	5 【継】帯状疱疹ワクチン接種への支援	保健医療部	5
	6 【新】産後ケア事業の集合契約	保健医療部	6
	7 【新】エリアマネジメントによる空き家再生	まちづくり部	7
	8 【拡】ひょうご住まいの耐震化促進事業	まちづくり部	8
	9 【拡】ひょうご不登校対策プロジェクトの拡充	教育委員会	9
	10 【拡】自然学校推進事業の充実	教育委員会	10
	(参考) 県政改革方針に基づく事務事業のあり方検討結果について	財務部	11
今回新たに説明する事業			
3	1 【継】県内企業人材確保支援(兵庫型奨学金返済支援)	産業労働部	12
	2 【拡】ツキノワグマ出没防止及びシカ・イノシシ被害対策の強化	環境部	13

【新】救急安心センター事業（#7119）の全県展開

- 高齡化の進展等により救急需要が増加するなか、限られた医療資源で県民の命を救うことを目的に、県内市町と連携し、救急安心センター事業（#7119）の全県展開を目指し、財政的支援を検討
[危機管理部]

現況・課題

- 現況 ・ 県内では神戸市（H29～）、芦屋市（H31～）、姫路市（R6～）で実施済み（全国では31都府県で全域実施）
- 効果 ①救急搬送・救急医療の適正化 ②健康に関する安心感を住民に提供

実施体制等案

- ①事業主体：県及び県内市町による協議会を設置
- ②事業内容：
 - 24時間365日対応の電話相談事業
 - ・ 救急相談(緊急性の有無、応急手当の方法、受診手段等)
 - ・ 適切な医療機関の案内
- ③実施手法：専門業者への委託
- ④開始時期：令和7年4月以降の実施に向け調整

費用負担等

- 市町振興支援交付金を活用し、県は特別交付税1/2措置後の市町実負担分に対して支援
 - ①総事業費：206,538千円
(特別交付税措置後：103,529千円)
 - ②負担割合：県 1/2、市町 1/2
 - ③県実負担額：51,634千円
 - ④市町実負担額：51,635千円
- ※市町間の負担は人口割

市町に協力いただきたい事項

- 事業の全県展開に向けた参画及び費用負担に係る予算措置をお願いする。

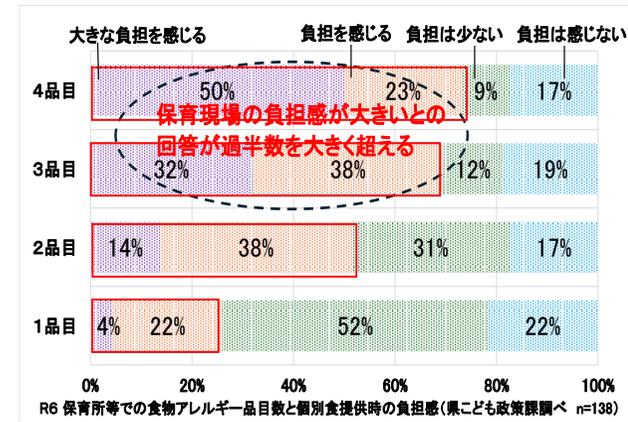
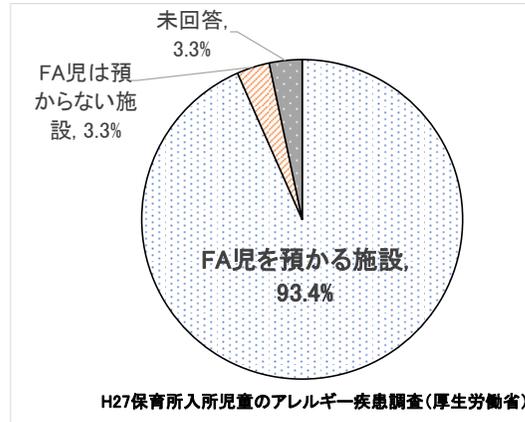


【新】 保育所等における食の安全・安心推進事業

- 増加する食物アレルギー児へ対応するため、調理員等を加配する民間保育所、認定こども園に対して、財政的支援を実施 [福祉部]

現況・課題

- 保育施設の9割以上が食物アレルギー児（FA児）を預かっている
- 食物アレルギーが3品目を超えると保育現場での負担感が大きくなる傾向にある
- 対象園児はアレルギー対応の弁当を持参しており、保護者の負担軽減等が必要



事業内容

- 対象施設** : 食物アレルギー（以下「FA」）児対応として、個別食を提供する民間の保育所・認定こども園のうち、以下の①②のいずれかに該当
 - ① FAのためアフィキサ-補助治療剤（アドレリン自己注射薬 Iピパソ®）を携行する児童が在園
 - ② FA 3品目（卵・乳・小麦等）以上を持つ児童が在園
- 補助基準額** : **該当在園児 1人あたり年額288千円**
- 補助上限額** : **2,304千円/施設（加配職員 1人相当）**
- 実施主体** : 市町〔政令・中核市を除く〕
- 負担割合** : **県 1/4、市町 1/4、事業者 1/2**

市町に協力いただきたい事項

- 該当する保育施設全てに対応できる予算計上
- 対象となる保育施設への情報提供



主な市町予算関連事業

【拡】福祉医療費助成事業

- 国公費負担医療制度と福祉医療制度の現物給付による併用を可能とすることにより、受給者の負担軽減、利便性向上を図る [福祉部]

現況・課題

- 本県の福祉医療制度（乳幼児等・こども、重度障害者医療費助成等）は、国と地方の役割分担を考慮し、国の制度で対象とされる疾病（小児慢性特定疾病、指定難病等）が適用される場合は助成対象としていない。
- 国制度の対象疾病に福祉医療が使えないことで、特に支援が必要な者の自己負担額が多くなっている。
- 市町によっては独自財源で併用可としているが、償還払いであり、受給者の手続き上の負担が大きい。

【適用例】

医療費総額10万円 保険給付 7割 福祉医療(重度障害)患者負担 上限1,200円/月
公費負担(指定難病)患者負担 2割 上限1万円/月 ※所得による

現状 併用**不可** → 公費負担のみ適用

医療保険の給付
7万円

公費負担
2万円

患者負担1万円

改正後 併用**可** → 公費負担を適用後、福祉医療を適用

医療保険の給付
7万円

公費負担
2万円

福祉
医療

福祉医療助成8,800円

患者負担1,200円

【県・市町による検討の経緯】

- ・ R5.10 市長会からの要望
- ・ R6.2～7 アンケート調査(3回)、意見交換会(2回)
- ・ R6.9 福祉医療担当課長会議
- ・ R6.10 福祉医療担当部長会議

※ 基本的な方向性について合意

〔意見〕全市町での一斉実施が望ましい
システム改修等に時間を要し実施時期を配慮してほしい

事業内容

- ・ **拡** 令和8年7月から現物給付により、福祉医療6事業^(※)で、すべての国公費負担医療制度を併用可とする。

※高齢期移行、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭等

市町に協力いただきたい事項

- ・ 制度改正に向けた円滑な移行のための準備
- ・ 受給者や医療機関等への制度周知の協力

【新】24時間対応在宅介護サービス参入促進事業

- 在宅介護ニーズに対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の参入を、県・市町協働により支援
 ➡ 補助基準額・負担割合等を見直す一方、対象事業者等を拡充した新たなスキームにより支援 [福祉部]

現況・課題

- 定巡サービス事業所の参入支援を、**H27から地域創生基金※**を活用し実施してきたが、**基金はR6末で枯渇見込み** ※介護保険財政安定化基金余剰金が財源
- 補助事業効果もあり事業所数は増えたが、第9期介護保険事業支援計画目標の県内300事業所(R12)達成には、**さらなる整備促進が必要**

(事業所数の推移)

区分	2020	2021	2022	2023*	2024	2025	2026	2030
事業所数	118	128	139	144	166	188	210	300
対前年度	-	+10	+11	+5	+22	+22	+22	

※9月末現在

事業内容

区分	人件費補助		賃借料補助		区分	単価差補助	
	現行 (R6当初)	見直し案	現行 (R6当初)	見直し案		現行 (R6当初)	見直し案
対象期間	開設後1年間	同左	開設後3年間	開設後 1年間	内容	定期巡回事業所における訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の単価差を補助	
対象経費	人件費にかかる赤字部分	人件費 及び提携事業所業務委託費 にかかる赤字部分	賃借料	同左 (サテライトオフィス含む)	対象事業者	定巡事業者	定巡事業者のうち、 サ高住・有料併設事業者
対象事業者	定巡事業者	定巡事業者 看多機事業者	定巡事業者	定巡事業者 看多機事業者	補助単価	定期巡回訪問看護と訪問看護の介護報酬の単価差を措置	(例) 定巡で月5回訪問した場合 単独の訪問看護 (5回) : 41,050円 定期巡回訪問看護 (月) : 29,540円 差額 : 11,510円
補助基準額	11,448千円	7,350千円	3,780千円	1,500千円	負担割合	県3/4、市町1/4 (随伴期待) R7: 県 1/2 市町 1/4 (随伴期待) 事業者 1/4 R8: 県 1/4 市町 1/4 (随伴期待) 事業者 1/2	R7: 県 1/4 市町 1/8 (随伴期待) 事業者 5/8 R8: 県 1/8 市町 1/8 (随伴期待) 事業者 3/4

市町に協力いただきたい事項

- 人件費補助・賃借料補助・単価差補助の事業実施に要する予算計上

主な市町予算関連事業

【継】 带状疱疹ワクチン接種への支援

- 円滑な事業移行とするため令和7年度に限り、5年以内に国の経過措置対象とならない満50歳以上60歳以下対象者に限定し、市町事業への県補助を継続 [保健医療部]

現況・課題

■ 現況

➤ 国の方針

- 定期接種開始時期：令和7年4月
- 対象ワクチン：乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）
乾燥組換え带状疱疹ワクチン（組換えワクチン）
- 対象者：65歳の方
- 経過措置：70歳から5歳刻みで100歳まで、5年間実施
100歳以上については、初年度に限り全員対象

■ 課題

- 国の定期接種対象者と県が令和6年度に実施した県助成事業の対象者が異なることから、
5年以内に国の経過措置対象とならない人への対応が必要

【参考】県の補助内容（R6）

区分	内容
対象者	接種日現在で満50歳以上の方 * 所得制限なし
補助単価	市町が助成する場合に、その1/2を補助 ただし、上限額は2,000円
補助回数	生ワクチン、不活化ワクチンとも1回限り

事業内容等

- ① **対象者**：接種日現在で満50歳以上60歳以下の方 * 所得制限なし
- ② **実施主体**：市町
- ③ **事業の実施手法**： 間接補助（市町）
- ④ **補助単価**：市町が助成する場合に、その **1 / 2 を補助**。ただし、**上限は2,000円**
- ⑤ **補助回数**：生ワクチン、組換えワクチンどちらか1回限り

市町に協力いただきたい事項

令和7年度限りの事業であり、市町で事業を実施する場合は、定期接種と任意接種が混在することから、住民をはじめ、医療機関への丁寧な説明及び、市町の事務手続き等においても、混乱が生じないよう十分ご配慮いただきたい。

主な市町予算関連事業

【新】産後ケア事業の集合契約

- 産後の母子に対して心身のケアや育児の相談等を行う産後ケア事業における自治体と医療機関との集合契約を開始し、市町サービスの充実を促進 [保健医療部]

現況・課題

- R5年度～産後ケアを必要とする全ての者を対象に拡充され、市町が委託する実施機関数や利用者数が増加。
(R5: 112か所→R6:172か所) (R4: 4360人→R5:7004人)
- 市町によって実施機関の偏在、対象・ケア内容・契約金額等が異なる。

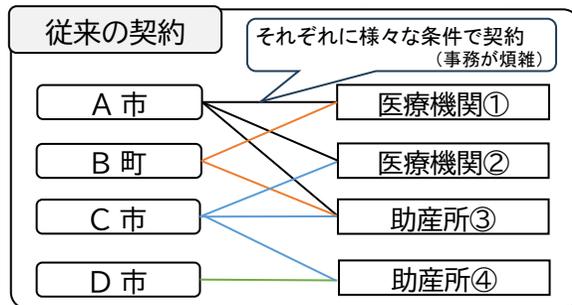
産後ケアの内容

- お母さんのからだところのケア
(産後の生活に関するアドバイス、心身の休息)
- 乳房のケア(乳房マッサージ等)、授乳方法の相談
- 赤ちゃんのお世話の仕方や相談
(発育発達チェック、離乳食相談、育児相談、
赤ちゃんの抱き方・沐浴・寝かしつけ方等)

事業内容

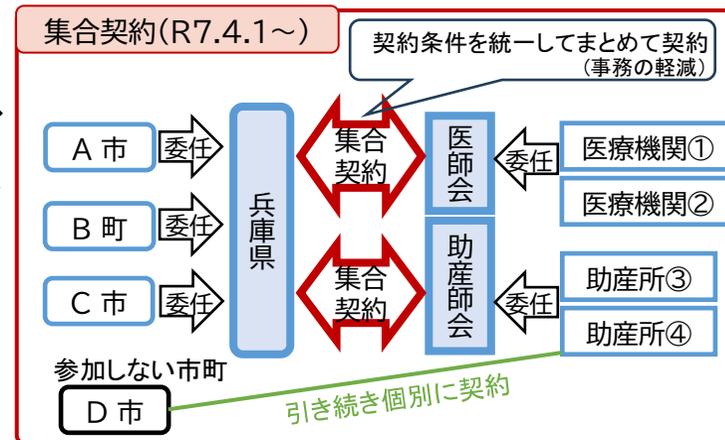
- **対象者**：産後1年以内の母子で産後ケアを必要とする者
- **実施主体**：市町
- **負担割合**：国1/2、県1/4、市町1/4 (R7～)
※R6以前は、国1/2、市町1/2

	区分	内容	実施市町数
R6年度実績	宿泊型	病院、助産所等に宿泊し、休養の機会の提供やケアを受ける	40
	通所型(デイサービス型)	助産所等の施設に通所し、助産師等からケアを受ける	41
	訪問型(アウトリーチ型)	助産師等が自宅へ訪問し、ケアを受ける	36



契約スキームの統一

- 対象
- ケア内容
- 契約金額等



R7年度～市町サービスの充実に向けて検討



市町に協力いただきたい事項

- 産後ケア事業の実施主体として集合契約への参加
- 市町内の産後ケア事業実施機関に対し、集合契約への参加促進

主な市町予算関連事業

【新】 エリアマネジメントによる空き家再生

- 増加し続ける空き家対策は、行政だけでは限界があり、新たな取組を検討 [まちづくり部]

現状と課題

使えるのに流通していない14.2万戸の空き家が存在 (空き家総数:38.7万戸)

空き家を動かす

活用を妨げる残置物の存在

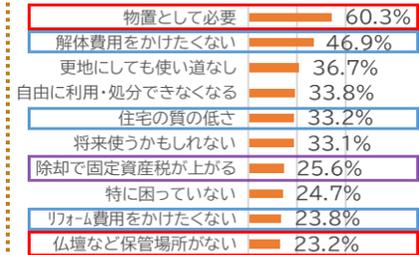
- 空き家の数は多いが、物置にするなど、空き家所有者が利活用に消極的



空き家を“動かす”取組として残置物撤去等の支援が必要

(参考)空き家にしておく理由

出典:「令和元年空き家所有者実態調査」(国交省)



□ : お片付け支援(今回提案)

□ : 県補助事業あり、□ : 国要望中

対策の方向性

- 家財道具や仏壇等の残置物処理費用を支援
- 県補助額は100千円 (補助対象経費 400千円)

県 1/4
(100千円)

市町 1/4
(100千円)

団体※ 1/2
(200千円)

※エリアマネジメント団体、空家活用特区の市町連携団体、不動産事業者等(市町が空き家の活用を促進する必要があると認める区域内で市町連携協定を結ぶものに限る)

市町に協力いただきたい事項

- 補助メニューの制度化(市町義務随伴)

空き家で稼ぐ ※モデル事業として実施

空き家数の増加

- 空き家総数は着実に増加し、行政の取組だけでは、歯止めがかからない



戦略的かつ連鎖的に空き家を活用して“稼ぐ”取組としてエリアマネジメントによる官民連携まちづくりが必要

脆弱な中古住宅流通市場

- 不動産業者による単純な仲介だけでは空き家の流通が進まない



対策の方向性

- シンポジウムや地域別交流会を開催し、エリアマネジメントに対する意識醸成や担い手を発掘
- 建築、不動産、金融・ファイナンス及び行政との連携等をテーマにした座学研修や先進団体での実地研修により、エリアマネジメントの担い手を育成

※R8以降は、エリアマネジメント団体の組織化、活動に関する支援も検討

市町に協力いただきたい事項

- 担い手の掘り起こしの協力

【拡】ひょうご住まいの耐震化促進事業

・能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、住宅の耐震化の補助メニュー等を拡充 [まちづくり部]

現状と課題

- ・令和7年度 住宅の耐震化率 **97%**目標 (H30時点:**90.1%**)
- ・**高齢者世帯**が居住するの住宅の耐震化率 **80.3%**と低迷
- ・能登半島地震における**死者の約9割が家屋倒壊**が原因

制度概要

県民や高齢者の**命を守るための制度拡充**

- ① 命を守る補助メニューの拡充
- ② 高齢者にも使いやすい制度に改正

	簡易耐震診断	計画策定	一般耐震改修工事	簡易改修工事	屋根軽量化工事	シェルター工事(一室限定改修)
申請者	拡 高齢者本人からの申請手続きが不要な“ 住宅所有者の2親等以内親族からの申請 ”も可能に 					
対象者	全世帯					拡 高齢者世帯 (65歳以上の単身者又は夫婦世帯)
事業内容	住宅の構造評点を診断	改修工事設計・工事費の見積	住宅全体を耐震改修		\\居ながら工事が可能/ 住宅の屋根のみを取り替える改修工事	住宅内に耐震 シェルター を設置
補助対象(評点要件)	-		評点1.0以上に改修	評点0.7以上に改修	拡 \\要件を緩和/ 評点0.7以上相当に改修 (1.0→0.7相当へ)	-
補助率補助額	9/10 2.8万円	2/3 20万円	4/5 100万円 (多雪地域:120万円)	4/5 50万円	定額50万円	定額50万円 \\まずは 1年間実施 / 定額 75万円 (県全域) 定額 100万円 (耐震化促進地域※に限る)
県費R7予算額	約1,600万円			約8,000万円		

※耐震化促進地域: 高齢者世帯住宅の耐震化率が低い地域で、東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域を示す。

市町に協力いただきたい事項

- ・すべての補助メニューを制度化
- ・命を守るための新規施策の予算化
- ・県民や事業者への事業周知

【拡】ひょうご不登校対策プロジェクトの拡充

- ・**拡** 小学校への不登校児童生徒支援員配置支援の拡充
- ・**新** フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援

[教育委員会]

不登校児童生徒支援員の配置拡充

現況・課題

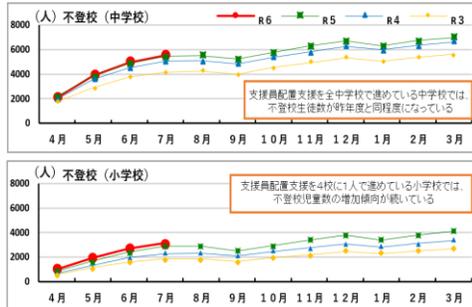
現

令和6年度から不登校児童生徒支援員配置支援を開始した。不登校児童生徒支援に効果があり、学級担任の負担軽減につながっている。

課

小学校において、不登校児童の増加傾向が続き、低年齢化も進んでいる。小学校への更なる支援が必要である。

不登校児童生徒数の推移 ※R6は速報値



事業内容

拡 依然不登校の増加傾向が続いている小学校について、不登校児童生徒支援員の全校配置に向けて、段階的に、配置支援の拡充を検討。

事業のスキーム 県の市町への補助事業

配置校	中学校：全中学校の各校に1人 小学校：市町毎に2校に1人	【変更なし】 【R6…4校に1人】
配置時間	※市町の判断により配置学校を選択	
報酬単価	週20時間[4時間/日×5日間]×35週	【変更なし】
負担割合	1,500円/時間	【変更なし】
支援員の想定	県：市町=1:1(1/2補助)	【変更なし】
	地域人材を登用(教員免許不問)	【変更なし】

市町に協力いただきたい事項

支援員

- ・不登校児童生徒支援員を配置するための予算・人員の確保
- ・校内サポートルームの設置促進

民間施設へ通う児童生徒への支援

現況・課題

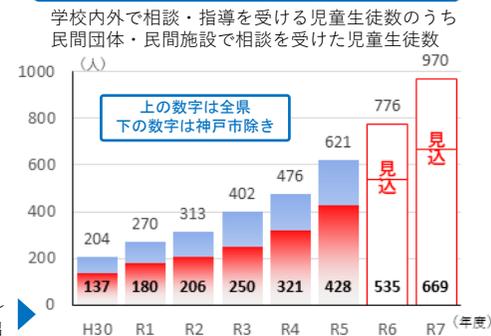
現

不登校児童生徒の学びを支えるため、フリースクール等民間施設に児童生徒を通わせている家庭の経済的負担が大きい。

課

教育機会確保法の基本方針に基づく不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に繋げるために、家庭への支援が必要である。

民間団体へ通う児童生徒数の推移



事業内容

R6及びR7の児童生徒数はH30～R5の増加率を基に見込みで算出

民間施設に通う児童生徒の家庭

新 フリースクール等民間施設に通う不登校児童生徒の家庭に対して、民間施設での授業料等を補助する市町を支援する。

事業のスキーム 県の市町への補助事業

補助要件	県作成「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を踏まえて市町が認めたフリースクール等民間施設であり、出席扱いと認められた児童生徒
対象経費	授業料等※
補助対象金額	10,000円/月(上限)
負担割合	県：市町=1:1(1/2補助)

※授業料等＝授業料、施設利用料、その他市町が認めた経費(ただし、支援対象の児童生徒が在籍する小学校又は中学校において、保護者が負担することとなっている経費(飲食費、課外活動費、交通費等)を除く)

市町に協力いただきたい事項

民間施設

- ・フリースクール等民間施設に通う児童生徒の家庭を支援する予算の確保
- ・市町の補助要件の作成

※県作成「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」及び市町作成のガイドラインを踏まえること

主な市町予算関連事業

【拡】自然学校推進事業の充実

- 新型コロナウイルスの感染拡大など不安定な時代となる中で、改めて、兵庫が大切にしてきた「心の豊かさを基調とした教育」の主要事業である「兵庫型体験教育・自然学校」を持続可能なものとしていくための取組みを推進
 - 新** 自然学校の魅力発信事業の実施により、自然学校の魅力や意義などについて、全県的に共通理解を図る
 - 新** 外部人材配置支援事業の実施により、市町の外部人材配置の費用を補助
- [教育委員会]

現況・課題

自然学校の魅力や意義、[感動体験]や児童の主体性を育むプログラムの工夫、業務負担軽減に向けた工夫等について全県的に共通理解を図る必要。

自然学校の魅力や意義を、学校・保護者・地域へ発信。

現況・課題

多様化する児童への対応や、教員の多忙化による業務負担が課題。

教員の負担軽減のための人的・財政的支援を実施。

事業内容

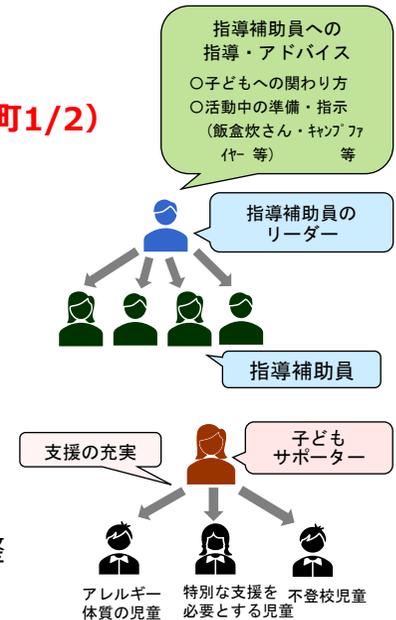
新 自然学校応援事業（4泊5日で実施する市町のみ）

1 魅力発信事業（県）

- 魅力発信シンポジウムの開催（年1回）
管理職、市町教委指導主事等対象
- 魅力発信地区別研修会の開催（年1回）
自然学校実務担当教員等対象
- 啓発資料の作成
自然学校啓発動画

2 外部人材配置支援事業（県1/2、市町1/2）

- 指導補助員リーダーの配置支援
指導補助員のリーダー的役割
[報酬 @11,200×5日]
- 子どもサポーターの配置支援
個別対応が必要な児童への支援
[報酬 @11,200×5日]
- 自然学校推進員の配置支援
自然学校前の事務補助及び連絡調整
[報酬 @1,300×4h×2日×4週]



市町に協力いただきたい事項

- 指導補助員リーダー、子どもサポーター及び自然学校推進員等を配置するための予算・人員の確保
- 魅力発信事業への参加と取組の推進

県政改革方針に基づく事務事業のあり方検討結果について

概要

県政改革方針に基づき今年度あり方検討を行うこととしている市町関連事業について、県の検討結果を説明

検討結果

(単位:百万円)

事業名	部局	R6当初(一財)	事業概要	検討結果等				
①グループホーム(GH)利用者に対する家賃助成	福祉	268 (268)	国制度のGH利用者に対する補足給付(全市町が対象)に上乘せし、県独自の家賃助成を行い、地域移行を促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の地域生活を取り巻く社会環境や、令和6年度報酬改定を踏まえた国施策との棲み分け・役割分担を踏まえると、地域移行を進める一層の取組が必要な中、県としての支援が不可欠と考えられることから、現行の支援を継続 ■ 事業継続の必要性検討 <table border="1"> <tr> <td>障害者の地域生活を取り巻く社会環境</td> <td>物価高騰等の社会変化を勘案しても、GH利用者が施設入所者と同等の手元金(25,000円程度)を確保するためには、現行の助成金額は妥当 ⇒ 地域移行促進の観点から継続的な支援が必要</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービスの状況(R6報酬改定)</td> <td>物価高騰が継続する中でも、国においてGH利用者の経済的負担を軽減する直接的な支援の拡充等がなされていない ⇒ 国施策との役割分担の観点から継続的な支援が必要</td> </tr> </table> 	障害者の地域生活を取り巻く社会環境	物価高騰等の社会変化を勘案しても、GH利用者が施設入所者と同等の手元金(25,000円程度)を確保するためには、 現行の助成金額は妥当 ⇒ 地域移行促進の観点から継続的な支援が必要	障害福祉サービスの状況(R6報酬改定)	物価高騰が継続する中でも、国においてGH利用者の経済的負担を軽減する直接的な支援の拡充等がなされていない ⇒ 国施策との役割分担の観点から継続的な支援が必要
			障害者の地域生活を取り巻く社会環境		物価高騰等の社会変化を勘案しても、GH利用者が施設入所者と同等の手元金(25,000円程度)を確保するためには、 現行の助成金額は妥当 ⇒ 地域移行促進の観点から継続的な支援が必要			
			障害福祉サービスの状況(R6報酬改定)		物価高騰が継続する中でも、国においてGH利用者の経済的負担を軽減する直接的な支援の拡充等がなされていない ⇒ 国施策との役割分担の観点から継続的な支援が必要			
			区分		内容			
対象者	GHを利用する低所得者(非課税世帯) ※生活保護受給世帯を除く							
補助額	(家賃-10,000円[国補足給付])×1/2 ※上限額:15,000円/月 ※家賃10,000円までの場合は実費を補足給付							
負担割合	県1/2・市町1/2 ※政令・中核市含む							
②バス対策費補助	土木	106 (53)	広域行政を担う県として地域間の移動手段の維持確保を図るため、国庫協調及び県単独で市町に対して運行を支援	<ul style="list-style-type: none"> 現市町域を超える広域的なバス路線について、県市町間での負担割合を原則どおりに見直し 令和7年度からの見直しを検討していたが、国の補助要件緩和の令和7年度継続が決定したことから、見直し時期を変更(令和8年度からの見直しを目途に検討) 				
			■ 見直し内容					
			区分		運行支援(国庫協調)	運行支援(県単)	車両購入(国庫協調)	
			現行		現市町域間 旧市町域間	県:市=2:1 県:市=1:2	県:市=2:1	
見直し後	現市町域間 旧市町域間	県:市=1:1 県:市=1:2	県:市=1:1					
				国の補助要件緩和:輸送量要件について、新型コロナウイルスの影響がないH30実績で判定するなどの特例を設定				

【継】 県内企業人材確保支援（兵庫型奨学金返済支援）

- 企業の人材確保・定着及び従業員の奨学金返済負担軽減を図るため、中小企業と連携して奨学金の返済を支援 [産業労働部]

現況・課題

- これまで実施してきた兵庫型奨学金返済支援制度を、人手不足問題対策会議での意見や企業・学生からのアンケート結果を踏まえ、企業の人材確保・定着やU J I ターンの促進、これから結婚・子育てをする若者・Z世代へのさらなる支援として令和6年度から拡充

事業内容

○支援対象

- (企業) 県内に本社のある中小企業等
 (従業員) 対象企業に勤務し次の全てを満たす方
- ① 日本学生支援機構の奨学金を受給し返済義務がある
 - ② 正社員で40歳未満
 - ③ 県内事業所に勤務

○補助期間

対象者1人につき最大17年間
 ※企業の県認定制度取得状況により期間が異なる。
 詳細は右表のとおり

○補助額

年間返済額の2/3 (上限12万円)

県 2/3

企業 1/3

最大補助期間	補助総額	認定企業
5年	90万円 (うち県60万円)	県内に本社がある中小企業
10年	180万円 (うち県120万円)	SDGs宣言企業 (いずれか2つが該当) フレッシュミモザ企業 ワーク・ライフ・バランス宣言企業
17年	306万円 (うち県204万円)	SDGs認証企業 (いずれか2つが該当) ミモザ企業 ワーク・ライフ・バランス認定企業 ワーク・ライフ・バランス表彰企業

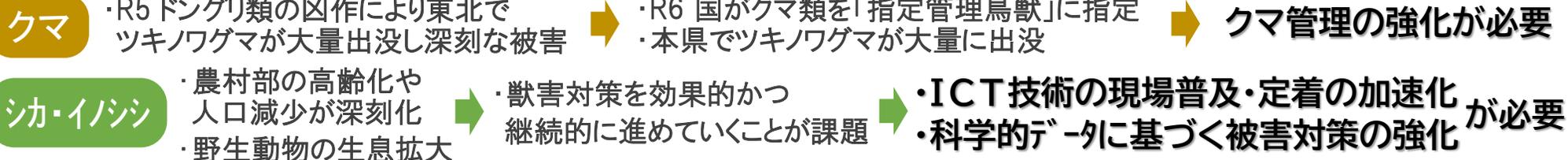
市町に協力いただきたい事項

- ①企業負担分への上乗せ支援
- ②企業・学生への制度周知

【拡】ツキノワグマ出没防止及びシカ・イノシシ被害対策の強化

- 市町と連携したクマ出没防止対策や有害捕獲、放獣個体の監視強化、人材育成等を推進
- ICT技術や蓄積データに基づくスマート獣害対策に取り組むモデル地区の育成など、獣害の深刻な集落の取組支援に加え、市街地へのシカ、イノシシの出没対策を強化 [環境部]

現況・課題



事業内容

	区分	主な事業内容	県	市町
クマ	出没防止対策及び有害捕獲への支援	① 新 ツキノワグマの追い払い等出没防止対策、対応マニュアル作成 等 ② 拡 捕獲個体の不動物化・処分 等に加え、新たに捕獲用わなの導入支援 【① 国(環境省)1/2、県1/4、市町1/4 ② 国(農水省)10/10 (定額)】	○ 出没防止対策等指導 捕獲個体調査・処分等	◎ 出没防止対策等の実施 捕獲用わなの導入 等
	錯誤捕獲対応及びクマ管理人材の育成	①シカ・イノシシわなに誤って捕獲された個体の放獣及び行動調査 等 ② 新 ツキノワグマ出没対策に取り組む行政職員及び捕獲技術者の育成 【① 国(環境省)定額5,000千円以内、定額超過分 国1/2、県1/2 ② 国(環境省)定額2,000千円以内】	◎ 放獣現場対応、 追跡出没対応、 捕獲研修	—
シカ・イノシシ	アドバイザーによる獣害対策指導	・ 新 ICT機器等を活用した対策手法の研修会及び防護柵、ワナ管理の指導等 【国(農水省)定額 その他一般】	◎ 現地アドバイザー の育成・派遣	◎ モデル地区の選定
	指導終了集落へのフォローアップ支援	・鳥獣被害集落自立サポート事業にて被害対策加力を策定した集落へのフォローアップ(被害状況等の現地調査等) 【一般(市町振興支援交付金) 特交残について県1/2、市町1/2】	—	◎ 被害集落の フォローアップ
	市街地に出没するシカ、イノシシ対策	・ 新 市街地にシカ、イノシシが出没し人身被害が発生している地域において、侵入経路や捕獲方法の調査研究を実施 【国(新しい地方経済・生活環境創生交付金)1/2、県1/2】	◎ 森林動物研究センター	—

市町に協力いただきたい事項

- 市町が実施主体となるクマ出没防止対策及び体制構築、捕獲用わなの購入の予算化と管理計画に沿った適切な対応
- モデル地区(スマート獣害対策、市街地出没対策)の選定及び被害集落へのフォローアップ